

新総合医療特約D条項 目次

この特約の概要

第1条	特約の型および被保険者の範囲
第2条	被保険者資格の取得および喪失
第3条	妻または子の入院給付金日額
第4条	入院給付金の支払限度の型
第5条	給付金の支払
第6条	災害入院給付金の支払に関する補則
第7条	疾病入院給付金の支払に関する補則
第8条	手術給付金および手術後集中治療給付金の支払に関する補則
第9条	放射線治療給付金の支払に関する補則
第10条	給付金の請求、支払時期および支払場所
第11条	特約の保険料払込の免除
第12条	特約の締結および責任開始期
第13条	特約の保険期間および保険料払込期間
第14条	特約の保険料の払込
第15条	猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
第16条	特約の失効
第17条	特約の復活
第18条	告知義務
第19条	告知義務違反による解除
第20条	特約を解除できない場合
第21条	重大事由による解除
第22条	特約の解約
第23条	特約の返還金
第24条	特約の消滅とみなす場合
第25条	入院給付金日額の減額
第26条	特約の型の変更
第27条	特約の更新
第28条	特約の社員配当金
第29条	主契約の内容変更に伴う特約の取扱
第30条	法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術給付金等の支払事由に関する規定の変更
第31条	管轄裁判所
第32条	契約内容の登録
第33条	主約款の規定の準用

第34条	この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則
第35条	新生活習慣病特約Dまたは新女性医療特約Dとあわせて主契約に付加した場合の特則
第36条	5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則
第37条	5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則
第38条	5年ごと配当付逡増定期保険等に付加した場合の特則
第39条	5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則
第40条	5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
第41条	保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
第42条	5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則
第43条	5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
第44条	5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則
第45条	5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
第46条	特別条件を付けた場合の特則

新総合医療特約D条項

(平成21年4月24日改正)

(この特約の概要)

- この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

	給付の内容
災害入院給付金	被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的として入院したときに入院日数に応じて支払います。
疾病入院給付金	被保険者が疾病の治療を目的として入院したときに入院日数に応じて支払います。
手術給付金	被保険者が所定の手術を受けたときに支払います。
手術後集中治療給付金	被保険者が、手術給付金が支払われる手術を受けた場合で、その手術に引き続き所定の集中治療室管理を受けたときに支払います。
放射線治療給付金	被保険者が所定の放射線治療を受けたときに支払います。

- 保険契約者は、この特約の締結の際、その家族構成に応じて、被保険者の範囲につき、つぎの各号のいずれかを選択することができます。
 - 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者
 - 主契約の被保険者ならびにその妻および未成年の子

- (3) 主契約の被保険者およびその妻
- (4) 主契約の被保険者およびその未成年の子

第1条（特約の型および被保険者の範囲）

1. 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
本人・妻子型	主契約の被保険者 妻 子
本人・妻型	主契約の被保険者 妻
本人・子型	主契約の被保険者 子

2. この特約において「妻」および「子」とはつぎの者をいいます。

(1) 妻

主契約の被保険者と同一戸籍にその妻として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）

(2) 子

主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、出生日からその日を含めて計算した満年であって、1年未満の端数を切り捨てるものとします。）

第2条（被保険者資格の取得および喪失）

1. この特約が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に第1条（特約の型および被保険者の範囲）第2項に定める妻または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
2. この特約の締結後に第1条第2項に定める妻または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
3. 第1条第2項に定める妻または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当した時からこの特約の被保険者の資格を喪失します。
 - (1) 戸籍上の異動により妻または子に該当しなくなったとき
 - (2) 子が満20歳に達した日以後最初に到来する主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき

第3条（妻または子の入院給付金日額）

1. この特約が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合、妻または子の入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた入院給付金日額の60%とします。
2. 妻または子について定められた入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた入院給付金日額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

第4条（入院給付金の支払限度の型）

1. 入院給付金の支払限度の型は、つぎのとおりとします。

入院給付金の支払限度の型	入院給付金の種類	1回の入院についての入院給付金を支払う日数の限度	入院給付金を支払う日数の通算限度
120日型	災害入院給付金	120日	1,000日
	疾病入院給付金	120日	1,000日
240日型	災害入院給付金	240日	1,000日
	疾病入院給付金	240日	1,000日

2. 保険契約者は、この特約の締結の際、第1項のいずれかの型を指定するものとします。
3. 第2項により指定された入院給付金の支払限度の型の変更は取り扱いません。

第5条（給付金の支払）

この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
災害入院給付金	被保険者がつぎのいずれにも該当する入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害の治療を目的とする入院であること (2) (1)の事故の日からその日を含めて180日以内に開始された入院であること (3) 別表3に定める病院または診療所における別表4に定める入院であること (4) その入院の日数が、(1)の傷害の治療を目的としてこの特約の保険期間中に1日以上となったこと	入院1回につき、つぎの金額 (入院給付金日額) × (この特約の保険期間中の左記の傷害の治療を目的とする入院日数)	主契約の被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者、主契約の被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失 (2) 当該被保険者の犯罪行為 (3) 当該被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱
疾病入院給付金	被保険者がつぎのいずれにも該当する入院をしたとき (1) この特約の責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的とする入院であること (2) 別表3に定める病院または診療所における別表4に定める入院（以下「入院」といいます。）であること (3) その入院の日数が、(1)の疾病の治療を目的としてこの特約の保険期間中に1日以上となったこと	入院1回につき、つぎの金額 (入院給付金日額) × (この特約の保険期間中の左記の疾病の治療を目的とする入院日数)	主契約の被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者、主契約の被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失 (2) 当該被保険者の犯罪行為 (3) 当該被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 当該被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

	支払事由	支払額	受取人	免責事由
手術給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故（別表2）もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を直接の目的として、この特約の保険期間中に別表3に定める病院または診療所（患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）において、つぎの(1)または(2)のいずれかに該当する手術を受けたとき (1) その手術が、災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院中に受けたつぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当する手術であること (ア) 別表5に定める公的医療保険制度における別表6に定める医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（別表5に定める公的医療保険制度における別表7に定める歯科診療報酬点数表（以下「歯科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。）。ただし、つぎに定めるものに該当するものを除きます。 (a) 創傷処理 (b) 皮膚切開術 (c) デブリードマン (d) 骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 (e) 抜歯手術 (イ) 別表8に定める先進医療に該当する診療行為（診断および検査を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。） (2) その手術が、災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院中以外に受けた(1)の(ア)または(イ)のいずれかに該当する手術であること	手術1回につき、つぎに定める金額 (1) 左記の支払事由 (1)に該当したとき (入院給付金日額) × 20 (2) 左記の支払事由 (2)に該当したとき (入院給付金日額) × 5	主契約の被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者、主契約の被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失 (2) 当該被保険者の犯罪行為 (3) 当該被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 当該被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

	支払事由	支払額	受取人	免責事由
手術後集中治療給付金	被保険者が、本条の規定により手術給付金が支払われる手術を受けた場合で、その手術に引き続き、つぎのいずれにも該当する集中治療室管理（以下第8条において「集中治療室管理」といいます。）を受けたとき (1) 別表9に定める集中治療室管理であること (2) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によりつぎのいずれかの算定対象となる診療行為であること (ア) 救命救急入院料 (イ) 特定集中治療室管理料 (ウ) 新生児特定集中治療室管理料 (エ) 総合周産期特定集中治療室管理料 (オ) 広範囲熱傷特定集中治療室管理料	(入院給付金日額) × 20	主契約の被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者、主契約の被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失 (2) 当該被保険者の犯罪行為 (3) 当該被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 当該被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
放射線治療給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故（別表2）もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を直接の目的として、この特約の保険期間中に別表3に定める病院または診療所（患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）において、つぎのいずれかに該当する治療（以下「放射線治療」といいます。）を受けたとき (1) その治療が、医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（放射線の照射を行うものについては、その総量が50グレイ以上となる場合に限りまゝ。）であること (2) その治療が、別表8に定める先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為であること	放射線治療 1 回につき、つぎの金額 (入院給付金日額) × 10	主契約の被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者、主契約の被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失 (2) 当該被保険者の犯罪行為 (3) 当該被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 当該被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

第6条（災害入院給付金の支払に関する補則）

1. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第5条（給付金の支払）の災害入院給付金の支払に関する規定にかかわらず、災害入院給付金の受取人は保険契約者とします。
2. 被保険者の入院中に入院給付金日額の変更があった場合には、災害入院給付金の支払額はそれぞれの日における入院給付金日額に応じて計算します。
3. 一被保険者が2以上の不慮の事故（別表2）により、第5条の災害入院給付金の支払に関する規定にもとづき災害入院給付金が支払われるべき入院をした場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対して災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対しては災害入院給付金を支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故に対する災害入院給付金の支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故に対して災害入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対して支払う災害入院給付金の支払額は、入院給付金日額に、主たる不慮の事故に対する災害入院給付金の支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数を乗じて得た金額とします。
4. 一被保険者が、第5条の災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故（別表2）が同一であるときは、1回の入院とみなして第5条の災害入院給付金の支払に関する規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
5. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第5条の災害入院給付金の支払に関する規定を適用します。
 - (1) 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第24条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によってこの特約が消滅したとき

- (3) この特約が「本人・妻子型」または「本人・子型」の場合に、子の入院中にその子が第2条（被保険者資格の取得および喪失）第3項第2号の規定によってこの特約の被保険者の資格を喪失したとき
6. 一被保険者が、第5条の災害入院給付金の支払事由に該当する入院を、同一の日に2回以上した場合でも、当会社は、災害入院給付金を重複しては支払いしません。
7. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって入院した場合には、当会社は、災害入院給付金を支払いしません。ただし、その原因によって入院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、災害入院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
8. 第5条および本条第1項から第7項までの規定にかかわらず、各被保険者におけるこの特約による災害入院給付金を支払う日数の限度は、つぎのとおりとします。

入院給付金の支払限度の型	同一の不慮の事故（別表2）による1回の入院についての災害入院給付金を支払う日数の限度	災害入院給付金を支払う日数の通算限度（この特約の型の変更が行われた場合には変更前に支払われた日数を含みます。）
120日型	120日	1,000日
240日型	240日	1,000日

第7条（疾病入院給付金の支払に関する補則）

1. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第5条（給付金の支払）の疾病入院給付金の支払に関する規定にかかわらず、疾病入院給付金の受取人は保険契約者としてします。
2. 被保険者の入院中に入院給付金日額の変更があった場合には、疾病入院給付金の支払額はそれぞれの日における入院給付金日額に応じて計算します。
3. 一被保険者が同一の疾病（これと医学上重要な関係があると当会社が認めた疾病を含みます。以下同じ。）の治療を目的として、第5条の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して第5条の疾病入院給付金の支払に関する規定を適用します。ただし、同一の疾病による入院でも、疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院として第5条の疾病入院給付金の支払に関する規定を適用します。
4. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第5条の疾病入院給付金の支払に関する規定を適用します。
 - (1) 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第24条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によってこの特約が消滅したとき
 - (3) この特約が「本人・妻子型」または「本人・子型」の場合に、子の入院中にその子が第2条（被保険者資格の取得および喪失）第3項第2号の規定によってこの特約の被保険者の資格を喪失したとき
5. 当会社は、一被保険者が第5条の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなします。
6. 一被保険者が、第5条の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を、同一の日に2回以上した場合でも、当会社は、疾病入院給付金を重複しては支払いしません。
7. 当会社は、一被保険者について、第5条の疾病入院給付金の支払に関する規定による疾病入院給付金と第5条の災害入院給付金の支払に関する規定による災害入院給付金とが重複した場合には、重複する入院日数については、災害入院給付金を支払い、疾病入院給付金は支払わないものとします。
8. 第5条の災害入院給付金の支払に関する規定により災害入院給付金が支払われる入院中に疾病の治療を開始した場合、第5条の災害入院給付金の支払に関する規定により災害入院給付金の支払われる期間が終了したときは、その翌日以後の入院については、第5条の疾病入院給付金の支払に関する規定を適用します。この場合の疾病入院給付金の支払額は、入院給付金日額に、第5条の災害入院給付金の支払に関する規定により災害入院給付金の支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数を乗じて得た金額とします。
9. つぎの各号のいずれかに該当する入院は、第5条の疾病入院給付金の支払に関する規定に定める疾病の治療を目的とする入院とみなして、第5条の疾病入院給付金の支払に関する規定を適用します。
 - (1) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
 - (2) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後開始した入院
 - (3) この特約の責任開始期以後に開始した異常分娩のための入院
10. 一被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故（別表2）もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後開始した入院は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第5条の疾病入院給付金の支払に関する規定を適用します。
11. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって入院した場合には、当会社は、疾病入院給付金を支払いしません。ただし、その原因によって入院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、疾病入院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
12. 第5条および本条第1項から第11項までの規定にかかわらず、各被保険者におけるこの特約による疾病入院給付金を

支払う日数の限度は、つぎのとおりとします。

入院給付金の支払限度の型	1回の入院についての 疾病入院給付金を支払う日数の限度	疾病入院給付金を支払う日数の通算限度 (この特約の型の変更が行われた場合には 変更前に支払われた日数を含みます。)
120日型	120日	1,000日
240日型	240日	1,000日

第8条（手術給付金および手術後集中治療給付金の支払に関する補則）

1. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第5条（給付金の支払）の手術給付金および手術後集中治療給付金の支払に関する規定にかかわらず、手術給付金および手術後集中治療給付金の受取人は保険契約者とします。
2. 手術給付金および手術後集中治療給付金の支払額は、手術を受けた日（手術が2日以上にわたった場合には、その開始日。以下同じ。）現在の入院給付金日額に応じて計算します。
3. つぎの各号に該当する手術については、災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院中の手術とみなして、第5条の手術給付金の支払に関する規定を適用します。
 - (1) 第6条（災害入院給付金の支払に関する補則）第8項に定める災害入院給付金を支払う日数の限度に達したことにより、災害入院給付金が支払われない入院中に受けた手術
 - (2) 第7条（疾病入院給付金の支払に関する補則）第12項に定める疾病入院給付金を支払う日数の限度に達したことにより、疾病入院給付金が支払われない入院中に受けた手術
4. 当会社は、一被保険者が第5条の手術給付金の支払事由に該当する手術を2以上受けた場合で、それらの手術を受けた日が同一のときは、第5条の手術給付金の支払に関する規定にかかわらず、それらの手術のうち手術給付金の金額（第5条の手術後集中治療給付金の支払に関する規定により手術後集中治療給付金が支払われる場合には、その金額を加えた額。以下本条において同じ。）の高いいづれか1つの手術についてのみ手術給付金を支払います。
5. 当会社は、一被保険者が第5条の手術給付金の支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、当該手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている診療行為に該当するときは、第5条の手術給付金の支払に関する規定にかかわらず、それらの手術（以下本項において「一連の手術」といいます。）については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 一連の手術のうち最初の手術を受けた日からその日を含めて14日間を同一手術期間とします。
 - (2) 同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて14日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合についても同様とします。
 - (3) 各同一手術期間中に受けた一連の手術については、各同一手術期間中に受けた一連の手術のうち手術給付金の金額の高いいづれか1つの手術についてのみ手術給付金をそれぞれ支払います。
6. 当会社は、被保険者がつぎの各号に定める手術を受けた場合で、それらの手術に引き続き集中治療室管理を受けたときは、第5条の手術後集中治療給付金の支払に関する規定にかかわらず、第4項または第5項の規定により手術給付金が支払われる手術についてのみ手術後集中治療給付金を支払います。
 - (1) 第5条の手術給付金の支払事由に該当し、かつ、手術を受けた日が同一となる2以上の手術
 - (2) 第5項に規定する一連の手術
7. 一被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故（別表2）もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として手術を受けた場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した手術は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第5条の手術給付金の支払に関する規定を適用します。
8. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって手術給付金または手術後集中治療給付金の支払事由に該当した場合には、当会社は、手術給付金または手術後集中治療給付金を支払いません。ただし、その原因によって手術給付金または手術後集中治療給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、手術給付金または手術後集中治療給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第9条（放射線治療給付金の支払に関する補則）

1. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第5条（給付金の支払）の放射線治療給付金の支払に関する規定にかかわらず、放射線治療給付金の受取人は保険契約者とします。
2. 放射線治療給付金の支払額は、放射線治療を受けた日現在の入院給付金日額に応じて計算します。
3. 当会社は、一被保険者が第5条の放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を2以上受けた場合で、それらの放射線治療を受けた日が同一のときは、第5条の放射線治療給付金の支払に関する規定にかかわらず、それらの放射線治療のうち、いづれか1つの放射線治療についてのみ放射線治療給付金を支払います。
4. 当会社は、一被保険者が第5条の放射線治療給付金の支払事由に該当する同一の放射線治療を複数回受けた場合で、かつ、当該放射線治療が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている診療行為に該当するときは、第5条の放射線治療給付金の支払に関する規定にかかわらず、それらの放射線治療（以下本項において「一連の放射線治療」といいます。）については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 一連の放射線治療のうち最初の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日間を同一放射線治療期間とします。

- (2) 同一放射線治療期間経過後に一連の放射線治療を受けた場合には、直前の同一放射線治療期間経過後最初にその放射線治療を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一放射線治療期間とします。それ以後、同一放射線治療期間経過後に一連の放射線治療を受けた場合についても同様とします。
- (3) 各同一放射線治療期間中に受けた一連の放射線治療については、各同一放射線治療期間に受けた一連の放射線治療のうちいずれか1つの放射線治療についてのみ放射線治療給付金をそれぞれ支払います。
5. 一被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故（別表2）もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として放射線治療を受けた場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した放射線治療は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第5条の放射線治療給付金の支払に関する規定を適用します。
6. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって放射線治療を受けた場合には、当会社は、放射線治療給付金を支払いません。ただし、その原因によって放射線治療を受けた被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、放射線治療給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第10条（給付金の請求、支払時期および支払場所）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主契約の被保険者は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 給付金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、給付金を請求してください。
3. 給付金の請求を受けた場合、当会社が必要と認めたときは、事実の確認を行い、または当会社が指定した医師による被保険者の診断を求めます。
4. 給付金は、その請求に必要な書類が当会社の本社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本社で支払います。ただし、事実の確認または当会社が指定した医師による被保険者の診断のため特に日数を要する場合は、5営業日をこえることがあります。
5. 第3項の場合、保険契約者または被保険者が、当会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、当会社は、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで給付金を支払いません。当会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

第11条（特約の保険料払込の免除）

1. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 第1項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

第12条（特約の締結および責任開始期）

1. この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。
3. 第1項に定めるほか、保険契約者は、主契約の契約日後、当会社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
4. この特約が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の妻または子については、第2条（被保険者資格の取得および喪失）に定める被保険者の資格を取得した時から、当会社は、この特約上の責任を負います。ただし、この特約の締結後に出生した子については、出生した時からこの特約上の責任を負います。

第13条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、つぎの各号のとおりとします。ただし、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合には、第2号の規定は適用しません。

- (1) この特約の保険期間を年満期で定めるとき
この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。
- (2) この特約の保険期間を歳満期で定めるとき
この特約の保険期間は、主契約の責任開始期から主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとし、この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の保険料払込期間の満了日と同一とします。
- (3) この特約の保険期間を終身としたとき
この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の保険料払込期間の満了日と同一とします。ただし、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日と同一とします。
 - (イ) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、この特約の保険料払込期間は終身または主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までのいずれかとします。

第14条（特約の保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様と

します。

2. 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日（月払契約の場合は月単位の契約応当日、半年払契約の場合は半年単位の契約応当日、年払契約の場合は年単位の契約応当日）以後その契約応当日の属する月の末日までにこの特約による給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、給付金から未払込保険料を差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間の満了する時まで、その未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、給付金を支払いません。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
6. 第5項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
7. 第5項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による給付金の支払事由が発生した場合には、当会社は、給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 給付金が第1項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、給付金を支払いません。

第16条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第17条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。

第18条（告知義務）

当会社が、この特約の締結、復活または型の変更の際、書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第19条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第18条（告知義務）の告知の際に事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2. 当会社は、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 第2項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第20条（特約を解除できない場合）

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第19条（告知義務違反による解除）によるこの特約の解除をすることができません。

- (1) 当会社が、この特約の締結、復活または型の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因となる事実を知った日（正当な理由によって解除の通知ができない場合には、その通知ができる日）からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。

第21条（重大事由による解除）

- 当社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - 給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為があった場合
 - 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - その他この特約を継続することを期待しえない第1号から第3号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- 給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、当社は、第1項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに給付金を支払っているときは、当社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
- 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第22条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第23条（特約の返還金）

- この特約の解約返還金は、保険料払込中の特約についてはその保険料の払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
- この特約が解約または解除されたときは、当社は、この特約の解約返還金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金をそれらの元利金の返済にあてます。
- この特約が第24条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻すときは、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
- 第3項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合には、この特約の解約返還金または責任準備金の払戻はありません。
- 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第24条（特約の消滅とみなす場合）

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 主契約が払済保険に変更されたとき

第25条（入院給付金日額の減額）

- 保険契約者は、いつでも、当社の定める取扱にもとづき、主契約の被保険者について定められた入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のその入院給付金日額は、当社の定める金額以上であることを要します。
- 第1項の規定によって、主契約の被保険者について定められた入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第26条（特約の型の変更）

- 保険契約者は、当社の承諾を得て、この特約の型を変更することができます。ただし、第11条（特約の保険料払込の免除）の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合には、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、特約の型の変更はできません。
- 特約の型の変更を当社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。

変更前の特約の型	変更後の特約の型	変更の効力が生じる時
本人・妻子型	本人型 本人・妻型 本人・子型	承諾日
本人・妻型	本人型	
本人・子型	本人型	

変更前の特約の型	変更後の特約の型	変更の効力が生じる時
本人型	本人・妻子型 本人・妻型 本人・子型	当会社が当会社所定の金額を受け取った時 (告知の前に受け取った場合には、告知の時)
本人・妻型	本人・妻子型 本人・子型	
本人・子型	本人・妻子型 本人・妻型	

- この特約の保険料払込期間中に、特約の型の変更が行われた場合には、将来に向かってこの特約の保険料を改めます。
- 特約の型の変更によりこの特約の被保険者から除かれる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返還金と変更後の解約返還金との差額金を保険契約者に払い戻します。
- 特約の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる妻または子については、当会社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。

第27条（特約の更新）

- この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
- 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、当会社は、第1項の更新を取り扱いません。
 - この特約の保険期間の満了日の翌日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳のとき
 - この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - この特約の保険期間を歳満期で定めたとき
- 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を変更して更新します。
 - 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳をこえるとき
 - 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
 - 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、この特約の更新日が、主契約に付加されている他の特約の更新日と同一であるとき
- 保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。この場合、更新後のこの特約の保険期間は、当会社の定める取扱にもとづき、年満期、歳満期または終身のいずれかによって定めるものとします。
- 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第14条（特約の保険料の払込）第4項の規定を適用します。
- 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を準用します。
- 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了日までにつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、第14条第3項および第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - この特約の給付金の支払事由
 - 主契約の保険料払込の免除事由
 - 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由
- 第5項から第7項までの規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第7項の規定を準用します。
 - 更新日以後、猶予期間の満了日まで、第1号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の主契約の被保険者の保険年齢によって計算します。
 - 更新後のこの特約には更新日における特約条項および保険料率が適用されます。
 - 第5条（給付金の支払）、第6条（災害入院給付金の支払に関する補則）、第7条（疾病入院給付金の支払に関する補則）、第8条（手術給付金および手術後集中治療給付金の支払に関する補則）、第9条（放射線治療給付金の支払に関する補則）および第20条（特約を解除できない場合）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - 更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後のこの特約を解除する

ことができます。

10. 更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第28条（特約の社員配当金）

1. この特約の付加日（この特約が更新された場合には、直前の更新日）から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対して、社員配当金を割り当てることがあります。
2. 第1項の規定によって割り当てた社員配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。

第29条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

1. 主契約の保険料払込期間を短縮した場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
この特約の保険期間の満了日が、短縮後の主契約の保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を短縮することがあります。
 - (2) 特約の保険期間を歳満期で定めたときまたは終身としたとき
この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて短縮します。
2. 主契約の保険料払込期間を延長した場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
この特約の保険期間の満了日が、変更前の主契約の保険料払込期間の満了日と同一のときは、この特約の保険期間もあわせて延長します。
 - (2) 特約の保険期間を歳満期で定めたときまたは終身としたとき
この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて延長します。この場合、この特約の保険期間が歳満期で定められている場合で、延長後のこの特約の保険料払込期間の満了日が、主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日と同一となるときは、保険料払込期間の延長後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとして取り扱います。
3. 第1項または第2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、当会社の定められた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第30条（法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術給付金等の支払事由に関する規定の変更）

1. 当会社は、手術給付金、手術後集中治療給付金または放射線治療給付金（以下本条において「手術給付金等」といいます。）の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術給付金等の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料および給付金額を変更することなく手術給付金等の支払事由に関する規定を変更することがあります。
2. 第1項の規定により、手術給付金等の支払事由に関する規定を変更するときは、当会社は、手術給付金等の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第31条（管轄裁判所）

この特約における給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第32条（契約内容の登録）

1. 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 入院給付金の日額
 - (4) 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日。また、主契約の契約日後にこの特約を付加した場合は、この特約の付加の日。以下第2項において同じ。）
 - (5) 当会社名
2. 第1項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日）から5年以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第33条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第34条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）

1. つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。
 - (1) 保険料の自動貸付
 - (2) 払済保険への変更
2. 第1項第1号の保険料の自動貸付は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について行うものとします。

第35条（新生活習慣病特約Dまたは新女性医療特約Dとあわせて主契約に付加した場合の特則）

この特約を新生活習慣病特約Dまたは新女性医療特約Dとあわせて主契約に付加した場合には、この特約の入院給付金の支払限度の型は、新生活習慣病特約Dおよび新女性医療特約Dの入院給付金の支払限度の型と同一とします。

第36条（5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、第12条（特約の締結および責任開始期）の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (ア) この特約の第1回保険料を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (2) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第13条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の保険期間と同一とします。
- (3) 第2号の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日の翌日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
- (4) この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (ア) 第27条（特約の更新）の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (5) 第4号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間および保険料払込期間を短縮します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

第37条（5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、第36条（5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則）第1号、第2号、第4号および第5号の規定を適用します。

第38条（5年ごと配当付通増定期保険等に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付通増定期保険、5年ごと配当付新種通増定期保険、5年ごと利差配当付通増定期保険または5年ごと利差配当付新種通増定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (2) 第36条（5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則）第2号および第3号の規定は、本条の場合に適用します。

第39条（5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第13条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわら

ず、主契約の保険期間を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。ただし、主契約の保険期間の満了日の翌日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。

- (2) 主契約の保険期間または保険料払込期間を短縮した場合、この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が、主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間および保険料払込期間を短縮することがあります。
- (3) この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険期間または保険料払込期間を延長したときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間および保険料払込期間を延長することがあります。
- (4) 第2号または第3号の規定により、この特約の保険期間および保険料払込期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元金金の返済にあてます。

第40条（5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）

1. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - (a) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第13条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (b) 前(a)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき
 - (a) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第13条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (b) 前(a)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (ウ) 特約の保険期間が終身のとき
 - (a) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳以上であるときは、この特約は解約されたものとします。
 - (b) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第13条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。ただし、この満了日の翌日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳をこえるときは、主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (c) 前(b)により、この特約の保険期間が変更された場合、変更後のこの特約の保険期間は歳満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (d) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、前(b)により、この特約の保険期間が変更された場合には、前(c)の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間は変更後のこの特約の保険期間と同一とし、変更後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (I) 第6条（災害入院給付金の支払に関する補則）第1項、第7条（疾病入院給付金の支払に関する補則）第1項、第8条（手術給付金および手術後集中治療給付金の支払に関する補則）第1項および第9条（放射線治療給付金の支払に関する補則）第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
 - (2) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(ア)(a)および(b)の規定を適用します。
 - (イ) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき
特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(イ)(a)および(b)の規定を適用します。
 - (ウ) 特約の保険期間が終身のとき
特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(ウ)(a)から(d)までの規定を適用します。
 - (I) 第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項および第9条第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
2. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
- (3) 主契約の全部について5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用したときは、第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第1号(I)の規定を適用します。
- (4) 主契約の一部について5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合で、5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したときは、第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約条項または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第2号(I)の規定を適用します。
3. 5年ごとと配当付終身保険に5年ごとと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごとと利差配当付終身保険に5年ごとと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部について5年ごとと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）を適用したときは、第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付介護割増年金移行特約または5年ごとと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）」と読み替えて第1項第1号(I)の規定を適用します。
 - (2) 主契約の一部について5年ごとと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）を適用した場合で、5年ごとと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したときは、第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約条項または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごとと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）」と読み替えて第1項第2号(I)の規定を適用します。
4. 5年ごとと配当付終身保険に5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごとと利差配当付終身保険に5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 主契約の全部について5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）を適用したときは、第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と読み替えて第1項第1号(I)の規定を適用します。
 - (4) 主契約の一部について5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）を適用した場合で、5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したときは、第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約条項または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）」と読み替えて第1項第2号(I)の規定を適用します。
5. つぎの各号の場合には、第23条（特約の返還金）第4項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
 - (1) 主契約の全部について、つぎのいずれかの特約条項を適用したとき
 - (ア) 5年ごとと配当付年金支払移行特約条項
 - (イ) 5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項
 - (ウ) 5年ごとと配当付介護割増年金移行特約条項
 - (エ) 5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項
 - (オ) 5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項
 - (カ) 5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項
 - (キ) 5年ごとと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）
 - (ク) 5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）
 - (2) 主契約の一部について、第1号(ア)から(ク)までのいずれかの特約条項を適用した場合で、これらの特約条項を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき

第41条（保険料払込期間が終身の5年ごとと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）

1. 5年ごとと配当付終身保険または5年ごとと利差配当付終身保険の主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) この特約の保険期間の満了日が、主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日以外ときは、主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日まで、この特約の保険期間を延長します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) 前(ア)にかかわらず、この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第27条（特約の更新）第2項および

第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項まで、第9項および第10項の規定を適用します。

(2) この特約の保険期間が終身のときは、つぎのとおりとします。

(ア) この特約の保険料払込期間が終身のとき

この特約の保険料払込期間の満了日を主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(イ) この特約の保険料払込期間が主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までのとき

この特約の保険期間および保険料払込期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

(3) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

(4) 第3号に定める金額の払込については、保険料の払込完了特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じ、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

(5) 第3号に定める金額が払い込まれなかったときは、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

2. 保険料払込期間が終身の5年ごとと配当付終身保険に5年ごとと配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごとと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付終身保険に5年ごとと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間を年満期で定めた場合には、第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごとと配当付年金支払移行特約条項または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第1項第1号および第3号から第5号までの規定を適用します。

(2) この特約の保険期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。

(ア) 特約年金の種類が保証期間付終身年金で、かつ、この特約の保険料払込期間が終身のときは、この特約の保険料払込期間の満了日を主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(イ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳以上であるときは、この特約は解約されたものとします。

(ウ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第13条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。ただし、この満了日の翌日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳をこえるときは、主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。

(エ) 前(ウ)により、この特約の保険期間が変更された場合、この特約の保険料払込期間は変更後のこの特約の保険期間と同一とし、変更後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(オ) 第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごとと配当付年金支払移行特約条項または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第1項第3号から第5号までの規定を適用します。

3. 保険料払込期間が終身の5年ごとと配当付終身保険に5年ごとと配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付終身保険に5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合には、第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号から第5号までの規定を適用します。

4. 第11条（特約の保険料払込の免除）の規定によるほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

(1) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき

(2) 保険料払込期間が終身の5年ごとと配当付終身保険に5年ごとと配当付年金支払移行特約もしくは5年ごとと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付終身保険に5年ごとと利差配当付年金支払移行特約もしくは5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合で、これらの特約の締結日以後のとき

第42条（5年ごとと配当付更新型終身移行保険または5年ごとと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごとと配当付更新型終身移行保険または5年ごとと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第24条（特約の消滅とみなす場合）第1号中「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき」とあるのは「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき（主契約の保険金支払事由が発生したために主契約のうち保険金に対応する部分が消滅したときを含みます。）」と読み替えます。

(2) 第6条（災害入院給付金の支払に関する補則）第5項第2号および第7条（疾病入院給付金の支払に関する補則）第4項第2号中「主契約が消滅し」とあるのは「主契約のうち保険金に対応する部分が消滅し」と読み替えます。

(3) この特約が主契約の終身保障への移行と同時に更新された場合で、更新日以後のときにも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

(4) 保険契約者は、第12条（特約の締結および責任開始期）の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を

得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。

- (ア) この特約の第1回保険料を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (5) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第13条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
- (ア) この特約の保険期間を年満期で定めたとき
この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき
この特約の保険期間は、主契約の責任開始期から主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとし、この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の指定年齢到達日の前日と同一とします。
 - (ウ) この特約の保険期間を終身としたとき
この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の指定年齢到達日の前日と同一とします。
- (6) 第5号(イ)または(ウ)の規定により、保険期間を歳満期で定めたこの特約または保険期間を終身とするこの特約を主契約に付加して締結した場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 主契約の指定年齢を変更した場合には、この特約の保険料払込期間もこれにあわせて変更します。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険料払込期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元金金の返済にあてます。
- (7) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
- (ア) 第27条（特約の更新）の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 前(イ)のほか、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。この場合、更新後のこの特約の保険期間は、歳満期または終身のいずれかによって定めるものとします。
 - (エ) 給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (8) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が終身保障に移行される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約の終身保障への移行と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
- (ア) この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (イ) この特約の保険料は、年払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第27条第7項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、前(イ)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- (9) 第7号または第8号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第43条（5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）

1. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約の保険期間を年満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日に更新されたものとし、第42条（5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）第8号および第9号の規定を準用します。
 - (イ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第42条第8号(ア)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (2) この特約の保険期間を歳満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第42条第5号の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (3) この特約の保険期間が終身のときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 特約年金の種類が確定年金のときは、この特約の保険期間は、第42条第5号の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。ただし、この満了日の翌日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳をこえるときは、主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、変更後のこの特約の保険期間は歳満期で定められたものと

します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。

- (4) 第6条（災害入院給付金の支払に関する補則）第1項、第7条（疾病入院給付金の支払に関する補則）第1項、第8条（手術給付金および手術後集中治療給付金の支払に関する補則）第1項および第9条（放射線治療給付金の支払に関する補則）第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
2. 5年ごとと配当付更新型終身移行保険に5年ごとと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごとと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) この特約の保険期間を年満期で定めた場合、第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第1号(ア)の規定を適用します。
 - (4) 第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第4号の規定を適用します。
3. 5年ごとと配当付更新型終身移行保険に5年ごとと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごとと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごとと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めた場合、第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付介護割増年金移行特約または5年ごとと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）」と読み替えて第1項第1号(ア)の規定を適用します。
 - (2) 第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付介護割増年金移行特約または5年ごとと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）」と読み替えて第1項第4号の規定を適用します。
4. 5年ごとと配当付更新型終身移行保険に5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごとと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) この特約の保険期間を年満期で定めた場合、第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と読み替えて第1項第1号(ア)の規定を適用します。
 - (4) 第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と読み替えて第1項第4号の規定を適用します。
5. 第1項から第4項までの場合、第23条（特約の返還金）第4項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

第44条（5年ごとと配当付介護年金終身保障保険または5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごとと配当付介護年金終身保障保険または5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第6条（災害入院給付金の支払に関する補則）第1項、第7条（疾病入院給付金の支払に関する補則）第1項、第8条（手術給付金および手術後集中治療給付金の支払に関する補則）第1項および第9条（放射線治療給付金の支払に関する補則）第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (2) 第6条第5項第2号および第7条第4項第2号中「主契約の保険金支払事由が発生したために」とあるのは、主契約の第1回の介護年金の支払日前においては「主契約の死亡給付金支払事由が発生したために」、第1回の介護年金の支払日以後においては「主契約の被保険者が死亡したために」と読み替えます。
- (3) 第23条（特約の返還金）第4項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の第1回の介護年金の支払日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、第1回の介護年金の支払日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (4) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、第41条（保険料払込期間が終身の5年ごとと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (イ) 第11条（特約の保険料払込の免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (a) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (b) 保険料払込期間が終身の5年ごとと配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと配当付年金支払移行特約もしくは5

年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと利差配当付年金支払移行特約もしくは5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合で、これらの特約の締結日以後のとき

第45条（5年ごとと配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）

1. 5年ごとと配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第13条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (2) この特約の保険期間を歳満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第13条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (3) この特約の保険期間が終身のときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 特約年金の種類が保証期間付終身年金で、かつ、この特約の保険料払込期間が終身のときは、この特約の保険料払込期間の満了日を主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳以上であるときは、この特約は解約されたものとします。
 - (ウ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第13条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。ただし、この満了日の翌日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳をこえるときは、主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (エ) 前(ウ)により、この特約の保険期間が変更された場合、変更後のこの特約の保険期間は歳満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (オ) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払または主契約の保険料払込期間が終身の場合で、前(ウ)により、この特約の保険期間が変更された場合には、前(エ)の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間は変更後のこの特約の保険期間と同一とし、変更後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (4) 保険料払込期間が終身の5年ごとと配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと配当付年金支払移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、第41条（保険料払込期間が終身の5年ごとと配当付終身保障または保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付終身保障に付加した場合の特則）第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごとと配当付年金支払移行特約条項または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第41条第1項第1号および第3号から第5号までの規定を適用します。
 - (5) 第6条（災害入院給付金の支払に関する補則）第1項、第7条（疾病入院給付金の支払に関する補則）第1項、第8条（手術給付金および手術後集中治療給付金の支払に関する補則）第1項および第9条（放射線治療給付金の支払に関する補則）第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
2. 5年ごとと配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 保険料払込期間が終身の5年ごとと配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第41条第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第41条第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (4) 第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第5号の規定を適用します。
3. 第1項および第2項の場合、第23条（特約の返還金）第4項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

第46条（特別条件を付けた場合の特則）

1. この特約を主契約に付加する際、主契約の被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つの方法によって取り扱います。
 - (1) 特別保険料領収法
 - (ア) 当会社の定める特別保険料を加算した金額をこの特約の保険料とします。
 - (イ) 第11条（特約の保険料払込の免除）の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合には、同時に特別保険料の払込を免除します。
 - (ウ) 特別保険料に対する解約返還金はありません。
 - (2) 特定部位・指定疾病不担保法
 - (ア) 別表10に定める身体部位または指定疾病のうちこの特約を主契約に付加する際に当会社が指定した部位に生じた疾病の治療または当会社が指定した疾病の治療を目的とする入院、手術または放射線治療については、当会社の定めた不担保期間中は第5条（給付金の支払）の規定を適用せず、疾病入院給付金、手術給付金、手術後集中治療給付金および放射線治療給付金を支払いません。ただし、つぎの(a)または(b)の入院、手術または放射線治療については、第5条の規定を適用します。
 - (a) 第7条（疾病入院給付金の支払に関する補則）第9項第1号および第2号に規定する入院
 - (b) 所定の感染症（別表11）の治療を目的とする入院、手術または放射線治療
 - (イ) 主契約の被保険者が当会社の定めた不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして第5条の規定を適用します。
2. 第1項第1号に定める特別保険料領収法が適用された場合には、つぎの各号の取扱は行いません。
 - (1) この特約の更新
 - (2) この特約の保険期間または保険料払込期間の変更を伴う、主契約の保険期間、保険料払込期間または指定年齢の変更
 - (3) 主契約に5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加する場合、この特約の保険期間の満了日前に年金支払期間が満了することとなる確定年金の選択
 - (4) 主契約の保険料払込期間が終身である5年ごと配当付終身保険または主契約の保険料払込期間が終身である5年ごと利差配当付終身保険の場合、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更を伴うつぎの取扱
 - (ア) 保険料の払込完了特則の適用
 - (イ) 5年ごと配当付年金支払移行特約、5年ごと配当付夫婦年金移行特約、5年ごと利差配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の付加
 - (5) 主契約の保険料払込期間が終身である5年ごと配当付介護年金終身保障保険または主契約の保険料払込期間が終身である5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険の場合、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更を伴うつぎの取扱
 - (ア) 保険料の払込完了特則の適用
 - (イ) 5年ごと配当付年金支払移行特約、5年ごと配当付夫婦年金移行特約、5年ごと利差配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の付加

別表 1 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	災害入院給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類 (5) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (6) 災害入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (7) 最終の保険料払込を証する書類 (8) 保険証券
2	疾病入院給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) 疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
3	手術給付金 手術後集中治療 給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) 手術給付金または手術後集中治療給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
4	放射線治療給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の放射線治療証明書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) 放射線治療給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、当会社の本社または当会社の指定した場所に提出してください。 2. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表２ 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類表 番号
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12. 不慮の墜落	E 880～E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900～E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20. 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表３ 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 第1号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 4 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表 3 に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 5 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表 6 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表 7 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表 8 先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第1条第1号の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、）をいいます。

別表 9 集中治療室管理

「集中治療室管理」とは、手術を受けた時点において、平成18年3月6日厚生労働省告示第93号「基本診療料の施設基準等」に定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た病院における特定集中治療室（特定集中治療室管理料の算定基準を満たす救命救急室を含みます。）、新生児特定集中治療室、総合周産期特定集中治療室または広範囲熱傷特定集中治療室において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行うことをいいます。

別表10 特定部位・指定疾病不担保法により不担保とする部位および指定疾病

	身 体 部 位 ・ 指 定 疾 病 の 名 称
2	耳（内耳、中耳、外耳を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）
5	甲状腺
6	胃および十二指腸
7	小腸
8	盲腸（虫様突起を含みます。）
9	大腸および直腸
10	肛門
11	肝臓、胆嚢および胆管
12	脾臓
13	肺臓、胸膜、気管および気管支
14	腎臓および尿管
15	膀胱および尿道
16	睾丸および副睾丸
17	前立腺
20	乳房
21	頸椎部（当該神経を含みます。）
22	胸椎部（当該神経を含みます。）
23	腰椎部（当該神経を含みます。）
24	仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左股関節部
28	右股関節部
29	左上肢（左肩関節部を除きます。）
30	右上肢（右肩関節部を除きます。）
31	左下肢（左股関節部を除きます。）
32	右下肢（右股関節部を除きます。）
33	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限りします。）
34	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限りします。）
35	皮膚（頭皮を含みます。）
36	食道
37	咽頭および喉頭（咽頭には扁桃を含みます。喉頭には声帯を含みます。）
38	鎖骨
39	異常妊娠および異常分娩
51	眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。）
54	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺、舌下腺および顎関節部（口腔には口唇、口蓋を含みます。）
68	子宮、卵巣、卵管および子宮付属器

別表11 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分 類 項 目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A98.0
マールブルグウイルス病	A98.3
エボラウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕	U04
（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	

備 考

1. 治療を目的とした入院

美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

2. 入院の日数が1日となる入院

入院の日数が1日となる入院については、別表4に定める入院の入院日と退院日が同一の日である場合で、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

4. 同一の疾病

医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。たとえば、「糖尿病と糖尿病性腎症」、「リウマチとそれに起因する関節痛」、「肝硬変とそれに起因する食道静脈瘤」等が該当します。

5. 異常妊娠および異常分娩

(1) 「異常妊娠および異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容のものをいいます。

分 類 項 目	基本分類コード
流産に終わった妊娠	O00～O08
妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害	O10～O16
主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩の合併症	O60～O75
分娩（単胎自然分娩（O80）は除く）	O81～O84
主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85～O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99

(2) 「異常分娩」とは、前(1)の表中、「流産に終わった妊娠（O00～O08）」を除いたもので、かつ、分娩に関するものをいいます。